

秋田県における農地集積の 取組について



平成26年11月25日
秋田県農地中間管理機構
(公益社団法人 秋田県農業公社)

1 農地集積に当たっての問題意識

本県農業の概要

- 雄物川、米代川、子吉川の三大水系に沿って肥沃な耕地が展開し、水田面積は全国3位。
- ほ場整備率は80%を超え、1戸当たりの経営面積は2.5haで全国平均1.8haの1.4倍
- 認定農業者数9,600経営体は、全国第4位。
- しかし、農業産出額1,877億円のうち、米が1,204億円で64%を占め、米に大きく依存。

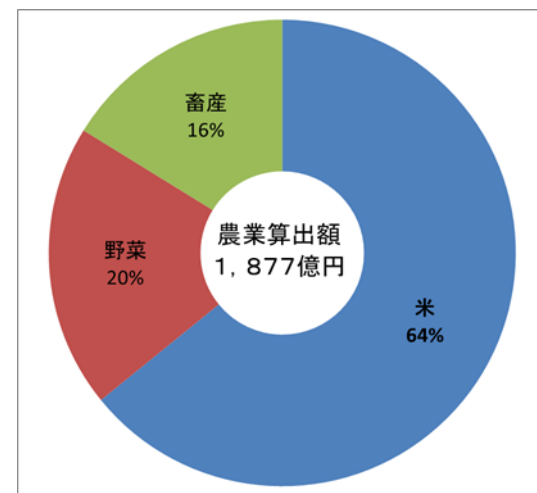
全国における本県農業の地位

区分	実数	全国における地位	東北における地位	資料
総農家数	59,971戸	19位	4位	2010年農林業センサス
販売農家数	47,298戸	10位	3位	
主業農家数	9,193戸	23位	4位	
農家人口	195,138人	10位	4位	
農業就業人口	71,805人	14位	4位	平成24年耕地面積調査
耕地面積	150,100ha	6位	3位	
田	130,700ha	3位	1位	
畑	19,400ha	23位	6位	
耕地率	12.9%	19位	4位	
ほ場整備率	81.3%	-	-	農地整備課調べ
1戸当たり経営耕地面積	2.5ha	3位	2位	2010年農林業センサス 耕地面積調査
農業算出額	1,877億円	19位	5位	平成24年度 農業算出額

作物別農業算出額の上位品目

順位	品目	算出額(億円)
1位	米	1,204
2位	豚	157
3位	鶏卵	59
4位	りんご	41
5位	肉用牛	39
6位	生乳	31
7位	すいか	22
8位	ねぎ	20
9位	トマト	18
10位	きゅうり	18

H24生産農業所得統計より



担い手の確保・育成と「人・農地プラン」作成状況

(1) 担い手の確保・育成状況(平成25年度末)

- ・認定農業者数: 9,600経営体(全国第4位)
- ・農業法人数: 538法人
- ・集落営農数: 639組織
- ・新規就農者数: 207人/年

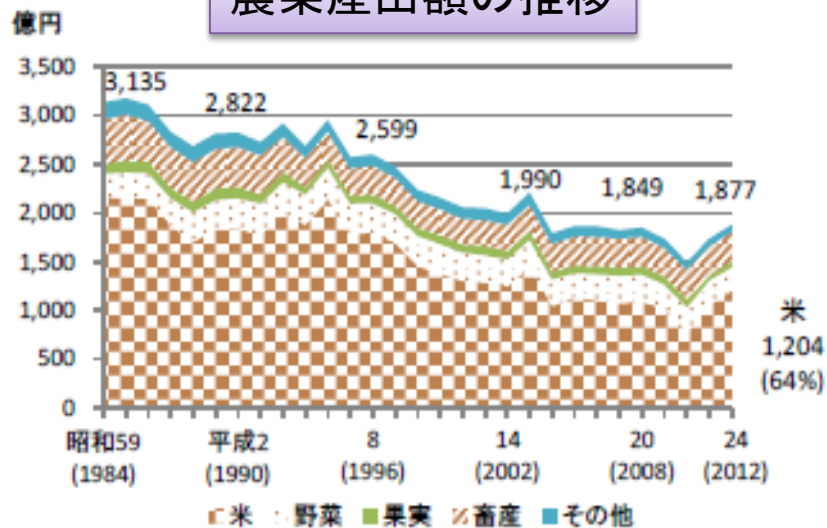
(2) 「人・農地プラン」の作成状況

25全市町村、398地区 3,047集落を対象に県内全域で作成済み

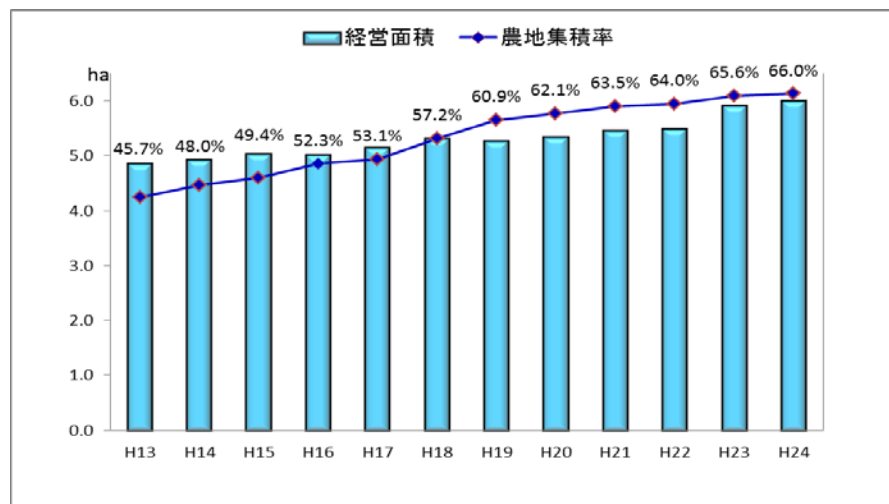
県農業の課題

- 米の消費量の減少や価格の下落傾向が続いていることを踏まえ、米に依存した生産構造から転換することが喫緊の課題
- 一方、担い手への集積率は増加してきているものの、売上高が大きい農家の割合は全国比で小さく、規模拡大等によって地域農業を牽引する担い手農家を育成することが必要

農業産出額の推移



担い手への集積率の推移



このため、米依存からの脱却や担い手の育成等を主眼とした「ふるさと秋田農林水産ビジョン」を策定(本年6月)

県の取組方針と農地中間管理機構

ふるさと秋田農林水産ビジョン（H26～29年度） （農政改革対応プラン）

国の農政改革に対応し、生産数量目標の配分廃止までの4年間、緊急かつ集中的に実施。

1 構造改革の加速化

(1) 強い担い手づくり

- ・経営の規模拡大や複合化、新規就農者の確保・育成、法人化

(2) 複合型生産構造への転換

- ・園芸メガ団地の整備、周年農業の促進、6次産業化

2 中山間地域対策

- ・園芸作物の生産に向けた水田の畑地化や地域特産物の生産拡大

3 構造改革を支える水田対策

- ・飼料用米や大豆等の作付拡大、大区画ほ場整備

園芸メガ団地の整備等により農業の構造改革を進めることで、農地利用の最適化に向けた農地流動化が進む見込み → 担い手への集積・集約化を進める好機

農地中間管理機構を活用し、担い手への集積率を、
現状の66%から今後10年間で90%に増加させることを目標
(年間3,200haの農地集積が必要)

2 農地中間管理事業の推進状況・進め方

推進体制の整備

1. 役員体制の強化

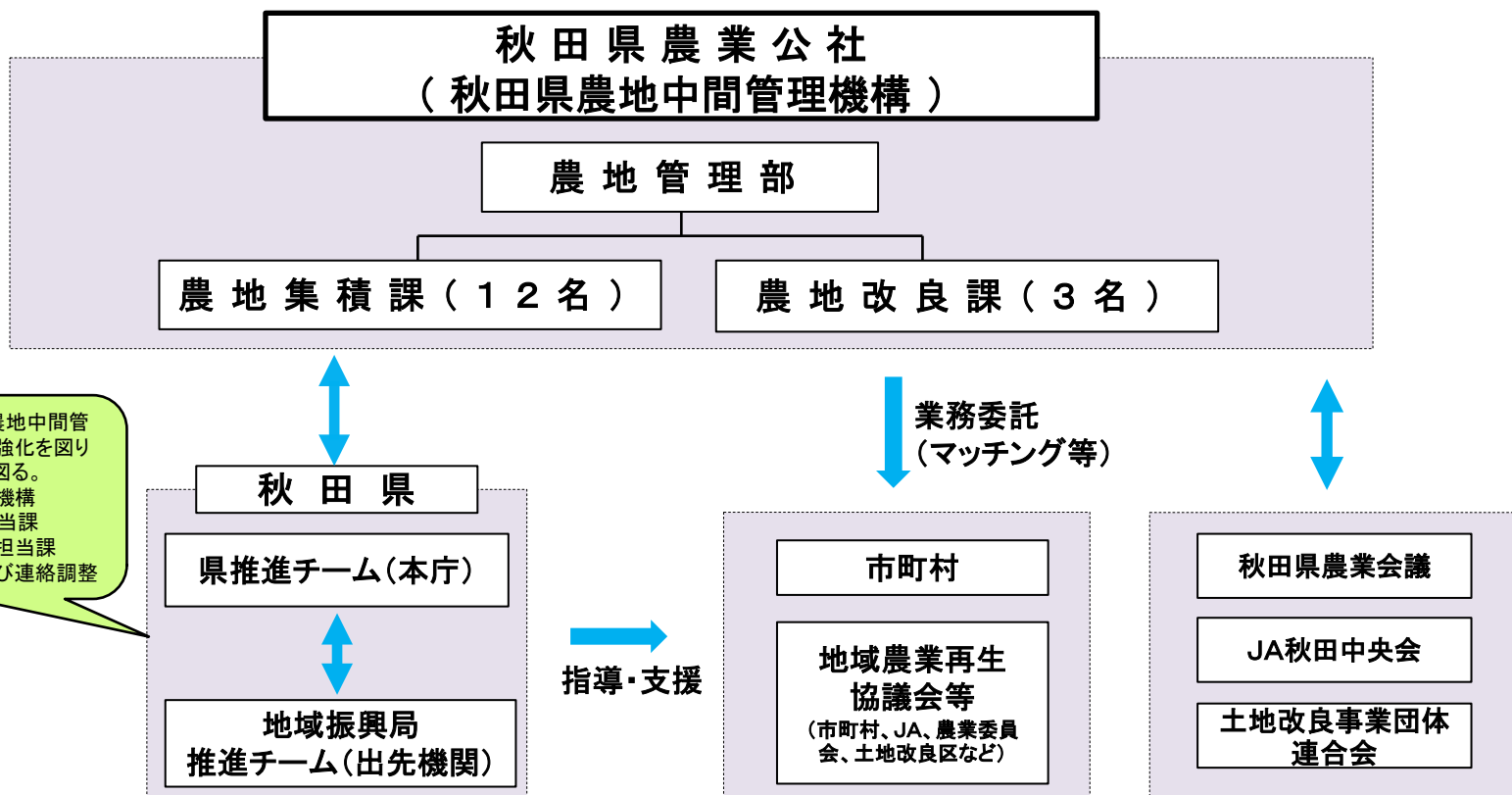
→ 経営能力を有する秋田県商工会連合会専務理事、秋田県農業法人協会会長を新たに理事に追加。

2. 機構の業務推進体制の強化

→ 新たに機構本部に農地集積課等を新設するとともに、人員を大幅に拡充(6名→15名)

3. 市町村等との連携

→ 農地保有合理化事業を通じて築き上げてきた信頼関係を基に業務を市町村等へ委託し、現場における適正なマッチング等の実施体制を整備



制度の普及活動

- 市町村を主体にJA等の関係機関と連携しながら制度の周知、相談窓口の設置や推進体制を整備。
- 稲刈終了にあわせて6万部のリーフレットを作成し全農家配布、また、説明会や相談会を集中実施中。

制度の周知

- ・県内3ブロックでの市町村担当者説明会（5月）
- ・市町村、JA職員を対象とした業務研修会（6月、2日間）
- ・各市町村の説明会に職員派遣（42回、延べ約2700人）
- ・認定農業者、農業法人等の説明会に職員派遣
- ・農業法人協会、認定農業者協議会、商工会議所役員等の意見交換を実施
- ・市町村広報等での事業PR、農家向けリーフレットの配布
- ・秋田県種苗交換会等の農業イベントでの相談コーナー設置（10月～）



第137回秋田県種苗交換会



市町村JA職員を対象とした業務研修会



八峰町峰浜地区説明会



農地の貸借相談

重点地区の推進

- 県では、「ふるさと秋田農林水産ビジョン」に基づき、園芸メガ団地の整備や田畑輪換が可能な圃場の整備等を進めており、農地中間管理機構は、これらの動きを支援する形で、各地域で新たに設立される法人に農地を集積・集約化する取組を重点的に進めている。
- このため、重点地区を以下の4つのタイプで設定する考え。
 - ① 大規模農業法人の設立による農用地の効率利用
 - ② 野菜戦略作物を主体とした経営による農用地の高度化利用
 - ③ 耕作放棄地の解消等、中山間地域での農用地の効率利用
 - ④ モデル地区設置の目的に沿うもの

現在のモデル地区

沿岸部A市a地区	園芸メガ団地構想の対象地域で、基盤整備を機に設立された法人に農地を集積し、米、ダリアやネギ等の複合経営を目指す。
沿岸部B市a地区	田畑輪換が可能となる農地の整備を進めており、これを機に設立された法人に農地を集積し、米、大豆、りんどう、アスパラガス等の複合経営を目指す。
内陸部A市a地区	園芸メガ団地に近接する地区において、新たに設立する法人に農地を集積する。
内陸部B市a地区	圃場整備事業を機に法人への集積・集約化を進め、米、ネギ等の複合経営を目指す。

借受公募の実施状況等

- 7月から借受希望の公募を全市町村で開始。実面積で8,111haの借受希望。
- 貸付希望は随時受付中。10月末時点では、1,068戸から1,216haの申込み。
- 12月には、これまでに借受が済んだ364haを担い手に転貸予定。

① 借受希望者の応募状況(第1回目)

借受希望した経営体数		借受希望面積	
	法人	新規参入	法人
1,455	207	6	3,451ha
		8,111ha	

公募区域: 343区域(全25市町村)

第1回 平成26年7月1日～7月31日

第2回 平成26年10月10日～11月10日

第3回 平成26年12月19日～平成27年1月26日

② 貸付希望者の申込み状況(10月31日現在)

貸付希望者	貸付希望面積
1,068	1,216ha

③ ②のうち機構の農用地借受面積(11月現在)

件数	面積
337	364ha



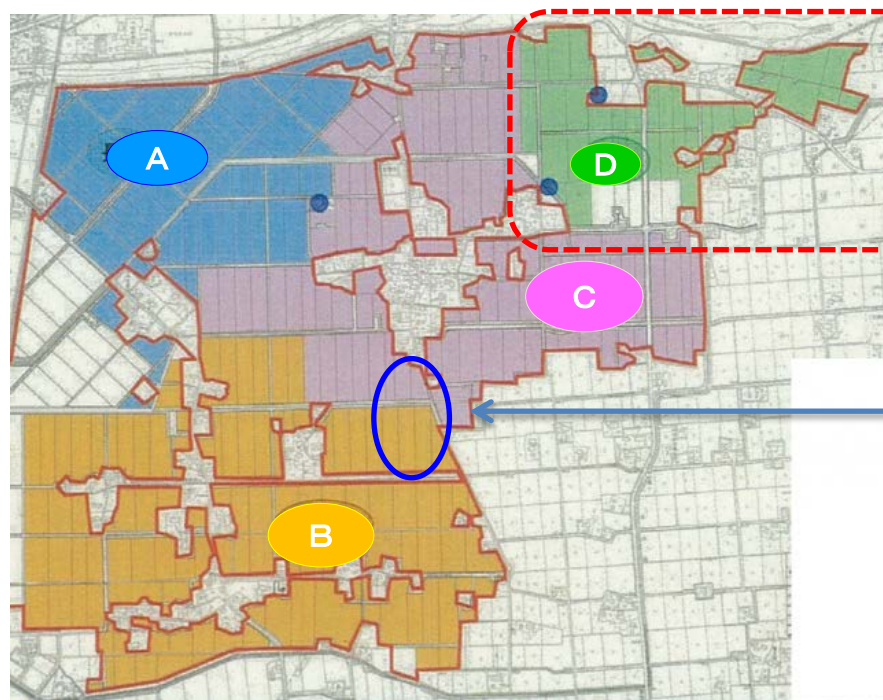
AAPC 公益社団法人秋田県農業公社

〒010-0951 秋田県秋田市山王4丁目1-2 ☎018-893-6223(機構直通)
<http://www.ak-agri.or.jp> mail:chukankanri@ak-agri.or.jp

3 農地中間管理機構を活用した地域の動き

モデル事例①（内陸部A市a地区）

- 従来の米偏重から、園芸メガ団地の整備と基盤整備による大区画化を併せて進めることにより地域雇用を確保し、効率性・収益性の高い米・大豆・園芸作物の複合経営の確立を目指している地域。
- 当該地域のうち、本年度から基盤整備を開始した1地区において、新たに設立する法人に30haの農地を集積する計画。（基盤整備が完了したA～Cの地区では、平成25年度に公社が計210haを3つの法人へ集積済み。）
- これらの取組により、地域全体における担い手への集積率は約9割まで上昇する見込み。



機構を介して法人への
農地集積を進める地区

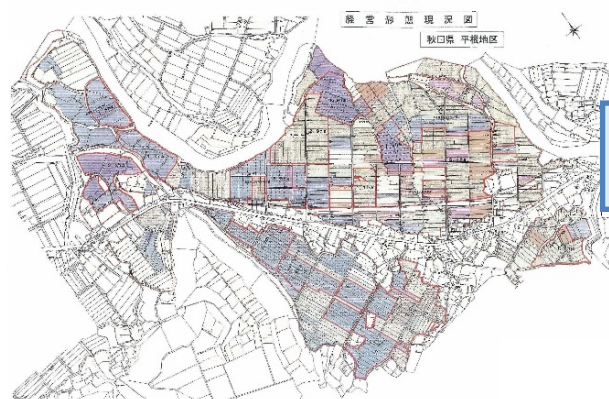
園芸メガ団地
トマトハウス 104棟
(6ha)



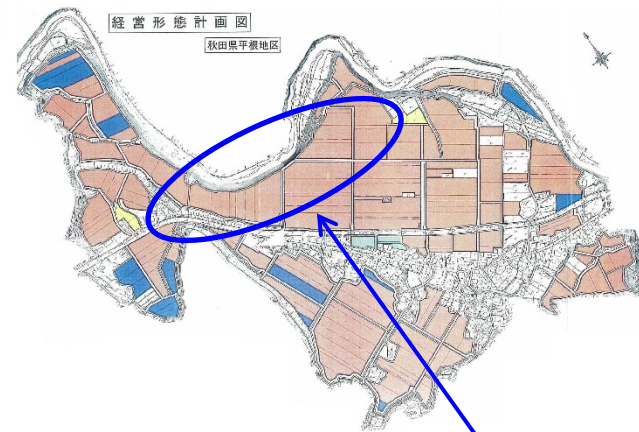
モデル事例② (沿岸部B市 b地区)

- 排水不良で畑作物に不向きな地区であったが、大豆、りんどう、アスパラガス、小菊による複合経営の確立を目指すため、田畑輪換が可能となる基盤整備事業を実施中。
- この基盤整備を契機に法人が新たに設立されており、機構を通じて当該法人に農地の80%(59ha)を集積させる予定。

※赤塗り部分が法人に集積される農地



農地中間
管理機構



園芸メガ団地	
アスパラ	4.1ha
りんどう	2.9ha
小菊	2.9ha
合計	9.9ha

4 農地中間管理事業を推進する上での課題

4 課題と対応

(1) 出し手農家へのPR強化

- 制度スタート時は、出し手農家が殺到し、受け手農家が見つからないのではないかとこの危惧を抱いていたが、現時点では逆の状況となっている。
- 農地の量的集積だけでなく、分散錯圃の解消を図るためには、権利調整の対象となる出し手農地が絶対的に不足しており、出し手農地の確保が大きな課題である。
- このため、これまで主に進めてきた受け手側に対するPRに加え、高齢農業者等を対象とした説明会やリーフレットの配布などによる周知を図るほか、農業委員会が行う農地調査と連携し、出し手農家の掘り起しをより強力に進める必要がある。

(2) 支所体制の整備

- 来年度以降、借受農地の区画拡大や排水対策等の条件整備要望に迅速に対応するため、地域ごとの整備需要に応じて順次支所を設置することとしている。
- しかし、支所の設置については、業務に精通している人材が不足しており、市町村や関係機関と連携し、人材確保を図ることが急務となっている。

(3) 企業参入や新規就農者の確保

- 農業への企業参入については、県内でも平成21年以降農地を借受けた企業が15社あり、今後も増加が期待されている。関連企業へのダイレクトメールなどの情報提供や、商工関係者等との意見交換を実施するなど、農業外への情報発信機会の拡大を図る必要がある。
- 平成25年度の新規就農者は207名(新規学卒者20名、Uターン就農者126名、新規参入者61名)となっており、近年回復基調にある。県の新規就農総合対策事業とタイアップし、将来の担い手となる新規就農者の経営基盤確立に向け、優良農地の貸付け・営農支援を積極的に進める。

農地中間管理機構の役員体制について

【都道府県名】 秋田県

【農地中間管理機構の名称】 (公社)秋田県農業公社

役 職	氏 名	現(前・元)職名	経営に関し実践的な能力を有する者	追加役員○
理事長	三浦庄助	元秋田県農林水産部長		
専務理事	土田 篤	学識経験者		
理 事	出雲隆志	秋田県農林水産部次長		
理 事	児玉 一	秋田県市長会(鹿角市長)		
理 事	齋藤正寧	秋田県町村会会長(井川町長)		
理 事	木村一男	秋田県農業協同組合中央会会長	○	
理 事	佐藤清孝	鷹巣町農業協同組合代表理事組合長	○	
理 事	進藤勇太郎	秋田みなみ農業協同組合代表理事組合長	○	
理 事	岩井川光雄	前こまち農業協同組合代表理事組合長	○	
理 事	加藤義康	秋田県畜産農業協同組合代表理事組合長	○	
理 事	柴田輝男	秋田県酪農連盟会長	○	
理 事	小松和也	秋田県農業信用基金協会 専務理事		
理 事	東海林錦一	秋田県農業共済組合連合会筆頭理事	○	
理 事	高貝久遠	秋田県土地改良事業団体連合会会長		
理 事	志村統	公益社団法人秋田県獣医師会常務理事		
理 事	松橋彰雄	秋田県商工連合会 専務理事		○
理 事	大塚和浩	秋田県法人協会会長(有限会社大和農園代表取締役)	○	○
理 事	長岐和行	弁護士	○	
監 事	米森萬壽美	秋田県農業協同組合中央会副会長	○	
監 事	皆川知	秋田県農業会議事務局長		
監 事	堀井照重	公認会計士	○	

5 農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）

(1) 基本原則

公社は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

(2) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

- ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
- ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として公社に農地を貸し付ける場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

(3) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
- ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- ③ ②の判断に当たっては、当該地域のプランの内容も考慮するものとする。

(4) (2)・(3) 以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合（3の募集に際してその旨明示した地域）

- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）
- ② ①の判断に当たっては、当該地域のプランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(5) (2)・(3) 以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合

- ① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
- ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(6) 貸付期間

公社の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

秋田県の業務委託先
(9月末現在)

- 17市町村
- 5地域農業再生協議会
- 農業公社(1町)
- 農業農村支援機構(1市1町)